

(令和2年5月 7日改定)

(令和3年5月27日改定)

(令和4年4月11日改定)

(令和5年6月 1日改定)

青翔開智中学校・高等学校 部活動に係る方針

1 【目標】

- (1) 部活動は、学校教育の一環として実施する。
- (2) 鳥取県運動部・文化部活動の在り方に関する方針」を遵守する。
- (3) 顧問が各部活動の活動計画表を作成し、生徒が見通しをもって主体的に活動できるようにする。
- (4) 学校行事や生徒の生活状況、顧問の勤務状況などを総合的に判断し部活動を計画する。
- (5) 年間計画に応じて、オフシーズンを明確にして活動する。
- (6) 顧問は、適切な指導及び事故防止を徹底する。

2 【活動について】

- (1) 活動日 中高共通：平日1日、休日は休養日とする。長期休業中はまとまった休みを設ける。大会2週間前からの休日は顧問と協議の上、活動を認めるが、「鳥取県運動部活動の在り方に関する方針」を参考に休養日を設けること。
- (2) 活動時間 中高共通：平日2時間を上限とする。
- (3) 大会参加
 - ・原則として、県中体連・高体連・高文連主催、共催の大会とする。
 - ・その他の大会への参加については、本方針の趣旨を踏まえ、校長が許可した場合のみ認める。(ただし、生徒の健康面・学習面には十分に配慮する)
- (4) その他
 - ・学校行事等に応じて、部活動を停止する場合がある。
 - ・週末に大会等で活動した場合は、部活動休養日を他の曜日に振り替える。

3 【部の運営について】

- (1) 体罰等、不適切な指導の禁止について
 - ・部活動顧問、外部指導者は、いかなる理由があっても、部活動での指導で体罰等を正当化することは誤りであり、決して許されないものであるとの認識を持ち、体罰等の無い指導に徹する。
- (2) 保護者との連携・協力について
 - ・顧問は保護者に対し、指導方針、活動計画、休養日、活動時間等を示し、理解を得た上で活動する。
 - ・必要に応じて、保護者会を開催する。(当面は感染症対策に配慮すること)
- (3) 事故防止について ・生徒の健康状態を把握するとともに、生徒の活動状況を確認し、けがや熱中症の事故防止のための安全管理を行う。